

モンテスキュー『法の世界』における 「シヴィル civil」概念の二重性

——ハリントン『オシアナ共和国』との対比において——

定 森 亮

I 序

これまで共和主義の歴史は、思想史の文脈において、古代ギリシャ、ローマの古典的哲学の伝統を継承し、権威を付与された書物の歴史として主に分析されてきた。この共和主義の歴史的系譜を描き出した代表的な研究者としては、J・G・A・ポークックが挙げられる。ポークックは、自らの提示した「マキアヴェリアン・モーメント」の問題設定の下、古代ギリシャ、ローマの古典学問の復興を通じて共和主義思想を近世に復活させた代表としてルネサンス期フィレンツェの思想家、ニッコロ・マキアヴェッリ（1469-1527）を位置づけ、以降、その思想は、ジェームズ・ハリントン（1611-77）によって1640年代から1650年代にかけての市民戦争期にイングランドに移入され、さらにアメリカ合衆国創設においてその展開を見たとする。このなかでもポークックの描き出す共和主義の歴史において、近代社会における「シヴィック・ヒューマニズム」の原型を提示した思想家としてハリントンには重要な位置付けが与えられることになる。ハリントンは、土地所有と武器携行を条件に「公民」全員が「徳」を維持する古代ギリシャ、ローマの「共和政」を模範とし、現実に適用すべき「共和政」の理論として『オシアナ共和国』（1656）を著した。そして、このハリントンに代表される「マキアヴェリアン・モーメント」の問題枠組と対比したとき、モン

テスキューの共和主義思想の特徴が明らかになると思われるのである。

モンテスキュー（1689-1755）は『法の精神』（1748）において、商業活動の普及した近代社会では全ての「公民」による「徳」の維持が困難になるため、古代の「共和政」を再現することは不可能であることを認識した。そこで彼が新たな「共和政的統治」の模範であるイングランドの「政治制度 système」の由来として認めたのが、封建法の起源として位置づけられることになる「ゲルマンの森」なのであった¹⁾（cf. EL 11-6, al. 67 ; 30-2）。このようなモンテスキューの観点は、現実に適用するための「共和政」に関する抽象的理論の探究にではなく、むしろイングランドとフランス君主政とが共有する封建法の遺産の歴史的探求へと彼を導く。モンテスキューの提示する共和主義の歴史は、古代ギリシャ、ローマという哲学的書物の歴史的系譜を単純に看過することはないが、そこからは異質なゲルマン社会、および封建制に由来する諸制度の歴史的変遷の過程をも同時に考慮することを可能にする²⁾。そこで共和主義に関する、これら二つの伝統の関係性を解く手掛かりとなるのが『法の精神』における「シヴィル」概念の位置付けなのである。

モンテスキューは『法の精神』の中で、「国制の法 droit politique」と「公民の法 droit civil」を区別するに際して次のように書いている。「維持されるべき社会の中に生きる者として考

えられるかぎり、彼らは治める者が治められる者に対してもつ関係において法律 (lois) をもつ。これが『国制の法』である。さらに、彼らは全公民 (tous les citoyens) が相互でもつ関係において法律をもつ。これが『公民法』である」(EL 1-3)。さらに、グラヴィーナを参照することで「国制的状態 ÉTAT POLITIQUE」を「個々のすべての力 (forces) の結合」として、「公民的状态 ÉTAT CIVIL」を「意思 (volontés) の結合」として規定し、「すべての意思が結合することなしには、個別的な力は結合しえない」(ibid.) ことを確認する³⁾。こうして「ポリティック」の領域として「統治者の被治者に対する関係」が、「シヴィル」の領域として「被治者間相互の関係」が、『法の世界』の問題枠組として区別されることになる。本論文の目的は、モンテスキューが、この著作全体を通じて、これら二つの領域が、特にイングランドとフランス君主政の各々に固有の歴史的脈絡において分離する過程を描き出したことを明らかにすることにある⁴⁾。

これまでのモンテスキュー研究において、イングランドとフランス君主政における「シヴィル」の領域それ自体の歴史的生成過程の相違、あるいはその具体的な内実が分析されることはなかった⁵⁾。その結果として、モンテスキュー自身が『法の世界』の中で、これら二つの国を同時に扱うことで、いかなる問題系を導き出し、あるいは「ヨーロッパ」の形成に関するいかなる歴史認識を有していたのかが、未だ十分には明らかにされていないのである。これらの問いは、ポーコックが提起した、イタリア、イングランド、そしてアメリカ合衆国へと、その系譜が辿られる「マキアヴェリアン・モーメント」の問題設定に疑問を投じることになる。ポーコック自身が認めて次のように書くように、この問題枠組では、それ自体において、イタリアから見た際の「アルプス以北の君主政」、つまりフランス君主政の問題が除外されていたのである。

「マキアヴェッリの時代に十分なまでに発展

していたアルプス以北の君主政は、古来の慣行 (usage) のみによる以上に、自らを法的に基礎づけることができたことは強調されなければならない。この君主政は、道徳的かつ神聖、そして理性的な普遍的秩序を体現するものとして自らを主張しえたのである。人民が古来よりその統治 (rule) に馴染んでいたのに加え、この君主政は自らの正統性を、その支配権において運用していた古来の慣習法 (ancient customary law) の総体から汲み出していた。[...] 私たちは、マキアヴェッリが、彼自身のフランス君主政に関する観察から、その特徴の多くに親しんでいたことを知っているが、彼は、その統治の最高度に合法化されたシステムを、その深みに至るまで描き出すことはなかった。」(Pocock 1975, 159)

このような、フランス君主政を考慮した際に立ち現われる「マキアヴェリアン・モーメント」の問題設定の限界を明らかにするためにも、古代ギリシャ、ローマの伝統に対してハリントンとモンテスキュー各々の有する関係が重要な意味をもつ。そこで本論文では、まず、この二人の思想家に関して、その各々が生きた時代、つまりは名誉革命の以前と以降とにおいてのイングランドに可能な統治形態に関する認識を比較する。この分析を通じて、この国の「共和政的統治」に認められた「統治者」の役割、さらには土地と動産という財産所有の形態と密接に結び付いた「公民」の位置付け等に関して二人の認識の相違が確認されることになるだろう。その次に、『法の世界』で扱われるイングランドとフランス君主政の各々の歴史的脈絡における「シヴィル」の領域の担い手を具体的に明らかにする⁶⁾。この著作における両国に関して、「統治者」たる「君主」との関係で規定される、「被治者」の領域、つまりは「シヴィル」の領域の指し示す内容は異なる。まず、イングランドで「シヴィル」の領域の担い手の主要部分を構成し、封建制の崩壊過程を通じて歴史的にその社会集団としての「独立性」を獲得したのは、「商

業国民」として認められる「中間層」であった（定森 2005）。これに対し、フランス君主政において「君主」に対する「独立性」を歴史的に獲得したのは「貴族」である。この「貴族」は、むしろ封建制の確立過程を通じて土地の世襲化を認められ、さらには領主裁判権を獲得することで独自の法的秩序の担い手となる。このようにモンテスキューの思想においては、単に「ポリテック」と「シヴィル」の概念が分離しただけでなく、「シヴィル」の概念によって、イングランドの歴史的文脈では「商業」の発展により出現した「ブルジョア市民社会」の側面が、フランス君主政の歴史的な文脈では「封建的身分社会」の側面が重視されていたことを含意する。このことは、モンテスキューが「シヴィル」の領域の形成過程を、いかなる歴史的観点から描き出したかの問題に関わるのである。

II 『オシアナ共和国』と『法の精神』 における共和主義の伝統の異質性

1. ハリントンにおける

古代ギリシャ、ローマの共和主義の伝統

ハリントンは、1640年代から1650年代にかけての市民戦争期のイングランドに、古代ギリシャ、ローマの共和主義を近代社会に復活させたマキアヴェッリの思想を輸入した。そこで、ハリントンは、マキアヴェッリが十分に考慮するに至らなかったヴェネツィア政治制度に対する評価を併せる形で、自らの共和主義思想を再構成したのである。ハリントンは、その主著『オシアナ共和国』（1656）において、独自の仕方ですべて「古代の慎慮 ancient prudence」と「近代の慎慮 modern prudence」を区別する。そこで彼は、「古代の慎慮」に基づく統治を評価し、土地所有と武器携行に基づく古代のイスラエルやギリシャ、ローマの共和政における政治参加の形態を理想化する。ハリントンが土地所有を重視するのは、それが軍隊の維持に不可欠であり、また共和国と民兵制が不可分の関係にあることを認めたからなのである。この「古代の慎慮」を前提に、彼は、イングランドに「オシアナ」という仮想の名を与えた上で、審議する

「元老院 senate」と議決する「民会 people」に分かれた「二院制立法府」、「官職輪番制 rotation」、「秘密投票」、一定程度以上の財産所有を相続法により制限する「農地法 agrarian」などを兼ね備えた理想的共和国像を描き出す。これに対して「近代の慎慮」に基づく統治は、ハリントンに従えば、カエサル統治以降、古代ローマ共和政が帝政に転化し、このローマ帝国が崩壊する過程で、ゴート、ヴァンダル、ロンバルド、サクソン等のゲルマン諸民族の侵入によって導入され、17世紀半ばの内乱に至るまで存続した。彼は、この「近代の慎慮」に由来し、封建的な庇護従属関係の歴史的帰結として生じた、「王」、「貴族」、「人民」の各々が政治的権限を配分する「ゴシック・バランス」を「ゲルマン人の君主政 Monarchy of Teutons」の産物として認め、それを内乱の原因として批判したのである。このような「古代の慎慮」と「近代の慎慮」を対比して、ハリントンは次のように書く。

「ここで統治 (government) というものを『『そのあるべき姿において de jure』、あるいは古代の慎慮に従って』定義しておく、統治とは、それにより人々のシヴィル・ソサエティ (civil society) が共通の権利や利益の基礎の下に構成され、維持される技術であり、また、[アリストテレスやリヴィウスに従えば] それは、法の支配であり、人の支配ではない。/ また、『事実上 de facto』、また近代の慎慮に従って定義するならば] 統治とは、それによって、ある一人または少数の人間が都市ないし国家を服従させ、自分たちの私的な利害によって、それを支配する技術である。そのような場合に、もろもろの法律は、一人の人間や少数の門閥に従って作られるため、こうした統治は、人の支配であって、法の支配ではない。」(Harrington [1656]1992, 8-9 / 訳 233)

ハリントンにおいて、「シヴィル・ソサエティ」は「共通の権利や利益」に基づいて統治

する技術である「古代の慎慮」に従うことで成立し、この統治は「法の支配 empire of laws」として定義される。これに対してゲルマン諸民族、および中世の都市や国家に認められる「近代の慎慮」による統治は、「私的な利害」に基づく墮落した「人の支配 empire of men」として定義される。「近代の慎慮」による統治は、「王」、「貴族」、「人民」の党派対立に政体の均衡を依存させるため、そこから生み出された「ゴシック政体」は自らの安定を維持できず、内乱の原因として考えられたのである。したがって、ハリントンの政治思想において、「近代の慎慮」による統治に「シヴィル・ソサエティ」の存在が認められることはない。その例外として認められたヴェネツィアは、ローマ帝国の崩壊によって世界に統治の害悪が蔓延して以降も「難攻不落の地の利によって蛮民の侵攻をまぬがれ、古代の慎慮に絶えず眼をそそぎ、古代の判例をも凌ぐほどの完全さにまで到達」(ibid., 8 / 訳 233) した国として評価されたのであった。

ハリントンは「土地財産 (estates) の不平等のあるところでは、権力 (power) の不平等があるに違いなく、権力の不平等のあるところでは、コモンウェルスはありえない」(ibid., 57 / 訳 278) とするように、土地所有の均衡が権力関係の均衡を規定するという有名な定式を提示し、この観点から「オシアナ」、つまりはイングランドにおいて「共和政」が出現する歴史的過程を描き出す。ハリントンに従えば、ヘンリー7世(在位 1485-1509)の治世以前のイングランドは、スペイン、フランス、あるいはドイツの君主政と同様に「貴族による君主政 monarchy by a nobility」として認められる。そこでは「貴族が、その従者や領民によって反乱を起こし、持続的な莫大な流血を招来するまでの戦争を開始する利益を頻繁にもち、かつまたそのための権力を常に有していたのであった」(ibid., 31 / 訳 255)。これに対して、ヘンリー7世は、「定住法」、「家臣・領民に関する法律」、「土地譲渡法」等を通じて貴族の権力を抑制することで、その権力が人民の手中に落ちる原因

を作った。特に「定住法」は「この王国の力に重大な影響を与え、事実、土地の大部分をヨーマン層、すなわち中間層 (middle people) の手中に引き渡すことになり、彼らは、隷属も窮乏もしていなかったため、領主への依存からは解放されており、自由に豊かに暮らしていたから、それだけ優れた歩兵となったのである」(ibid., 55 / 訳 277)。その治世を継いだヘンリー8世(在位 1509-49)は、修道院を解体し「貴族階級の衰退と並んで、勤勉な人民に莫大な獲物を提供することになり、コモンウェルスの均衡は、極めて明白に人民の側に傾くことになる」(ibid., 55-56 / 訳 277)。こうして、主に土地財産の移転の歴史的帰結として「下院 (house of commons) は徐々に台頭し、それ以来、王侯たちにとって極めて重要でかつ恐るべき存在」となるに至った (ibid., 55-56 / 訳 277)。ハリントンの歴史解釈に従えば「貴族階級を失った王国は、もはや天の下で軍隊以外に頼みになるものをもたなかった。それゆえ、わが国の統治の崩壊が内乱を引き起こしたのであって、内乱が統治の崩壊を引き起こしたのではなかった」(ibid., 56 / 訳 278)。この内乱を平定して登場した立法者である虚構上のクロムウェルに、ハリントンは、実際のこの人物、および、この著作が出版される約3年前にあたる1653年に成立した護国卿体制の独裁に対する批判も含めて、「オシアナ共和国」の構想を託すべく、この書物を執筆したものと考えられるのである。

そこで問われるのが、ハリントンの構想する「オシアナ共和国」における政治制度、および、その担い手たる政治的指導者の位置付けである。歴史的にも自らを「平等なコモンウェルス」として実現した「オシアナ」は、護国卿体制以前のランブ議会に見られたように「国王と貴族を除外した人民の単一の評議会 (one single council)」から成り立っていたが、そこにはなおも「審議」と「議決」の過程が統合されるという「寡頭制」の弊害が残っていた (cf. ibid., 64-66 / 訳 286-87)。「単一の評議会からなるコモンウェルスにおいては、分割〔審議〕を行った者以外

に選択〔議決〕する者はないことになる。それ故、そのような評議會は争奪の場となり、党派を生ずる (factious) ことは必死である」(ibid., 24 / 訳 248)。この弊害の回避のためにも、ハリントンは、この国の「単一の評議會」の解散をクロムウェルに促し、実際の歴史上の護国卿体制とは異なって、「代表制」の原理に基づく「二院制立法府」や「官職輪番制」の導入を含めた諸々の制度改革を提案したものと考えられるのである (cf. ibid., 164-66)。さらに、この政治制度の担い手に関して、ハリントンは「学問なしに、あるいはその学問のための余暇をもつこともなく、政治学 (politics) が習得しうると考えることは無益な想像に過ぎない」(ibid., 136) として、「政治学」の教養を兼ね備えた政治指導者階層という意味で「アリストクラシー」という言葉を用いて次のように書く。

「人民も、なおまた聖職者も、そして弁護士 (lawyers) も、国民の中のアリストクラシーたりえないのであるから、残るのはただ貴族 (nobility) のみである。その名称で、これ以後繰り返しを避けるために、私は、フランス人が貴族 (noblesse) という語で理解するように、ジェントリを理解することにしよう。」(ibid., 137)

ハリントンは、「オシアナ共和国」の「ジェントリ」とフランスの「貴族」を共に政治指導者階層たる「アリストクラシー」として位置づけ、それを「人民」に対比させる。「オシアナ共和国」では、優れた能力に基づいて選ばれる「審議する元老院」は「ジェントリ」からなる「アリストクラシー」により、「議決する民会」は「人民」により構成される。「コモンウェルスの知恵」は「アリストクラシー」に、「コモンウェルスの利益」は「人民全体」の中に見出されるからである。そして「コモンウェルスが国民全体からなっている場合には、あまりにも大きすぎて、一つの集会に集まることができないので、この評議會は、平等であって、全国民の利益以外の利益と決して手を結ぶことがないよう

に作られた代議体 (representative) から構成されるべきである」(cf. ibid., 24 / 訳 248)。しかし「平等なコモンウェルス」である「オシアナ共和国」では、「ジェントリ」と「人民」は階級的に対立するわけではない。なおも「不平等なコモンウェルス」として認められた古代ローマ共和政とは異なり、「オシアナ共和国」の「元老院」は「世襲の権利によるのでもなければ、土地財産の大きさのみを考慮して承認されるのでもなく、[...] 人民を導く彼らの徳や権威の影響を増大させる、その優れた才覚によって選ばれるのである」(ibid., 23 / 訳 247)。

ハリントンは「古代の慎慮」が弱体化し、「近代の慎慮」が強化・促進された契機として「カエサル武力から生じたローマ歴代皇帝のいまわしき支配」を挙げた (cf. 43 / 訳 266)。そもそも古代ローマにおける「不平等な共和政」は「農地法を粗末にしたことによって奢侈をはびこらせ、彼ら自身と後世に対して、無限に貴重な自由というものを失ってしまったのである⁷⁾」(ibid., 43 / 訳 266)。こうした不平等の蔓延した国家においてこそ、「代表制」の原理も含めて「党派対立」は流血を伴う内乱の原因として認められたのである。これに対してヴェネツィアを例とする「平等なコモンウェルス」では、「党派」が内乱の原因になることはない (cf. ibid., 33 / 訳 257)。「オシアナ共和国」においても、この統治参加の平等の維持のために、一定程度の「人民」の土地財産の平等が「農地法」によって維持されなければならない。さらに政治制度に関しては、「立法府」が「審議する元老院」と「議決する民会」に分割され、「執行する行政府」をも含めた、これら全ての機関の構成員は「統治における平等な交代」を保障する「人民の投票札による投票での平等な官職輪番制」によって選ばれなければならなかったのである⁸⁾ (ibid., 33-34 / 訳 257-58)。「平等なコモンウェルスとは、基礎となっている〔所有の〕均衡においても、その上部構造、つまりはその農地法においても官職輪番制においても平等なコモンウェルスのことである」(ibid., 33 / 訳 257)。このように、ハリントンは構想する「シヴィル・ソサエ

ティ」, すなわちその「公民」が平等に統治に参加する国家には「統治者」と「被治者」の区別は認められていなかったのである。ポーコックも主張するように、ハリントンの課題は、古代ギリシャ、ローマの「共和政」に見出され、土地所有の一定程度の平等を条件とする政治参加と軍事的奉仕、および、それに伴う公的献身としての「徳 virtue」を重視する「シヴィック・ヒューマニズム」の観点から、近代のイングランドに「公民資格 citizenship」を復活させることにあった。そうであるが故に、ハリントンは、この「徳」を妨げ、「私的利益」の追求を一般化する「商業取引 trade」に積極的役割を認めることはなかったのである (cf. Pocock 1975, 383-86)。

2. ハリントンにおける理論的探求と

モンテスキューにおける歴史学的探求

モンテスキューに従えば「一群の著述家は、王冠が見えない至るところに無秩序を見出していたのに、ハリントンには、イングランドの共和国しか目に入らなかった」(EL 29-19)。ハリントンは、近代社会イングランドに土地所有に基礎づけられた古代ギリシャ、ローマを模範とする「共和政」の復活を模索した。その結果として、ハリントンの歴史叙述においては、動産、あるいは金銭的財産に関して、それらが「支配権 empire」の均衡に影響を与えることが認められながらも、そこには周縁的な位置付けしか与えられることはなかったのである。「なぜならば、支配権を生み出すような財産に対しては、それがなんらかの根元ないし足場をもつことが必要であるが、そうした足場は土地財産の形でしかもつことはできず、その他の形では、いわば宙に浮いたようなものだからである」(cf. Harrington [1656] 1992, 13 / 訳 237)。これに対して、モンテスキューは1688年の名誉革命以降のイングランドを「共和政が君主政の形式のもとに隠されている国」(EL 5-19)として認め、その新たな「共和政的統治」の基礎を近代的な商業社会に求めた。そこでは、かつて「徳」の内実を成した「祖国への愛」(EL 5-2)

や「平等への愛」(EL 5-3)といった厳格な「習俗」を要請する「古代の共和政」は、もはや実現不可能な過去の遺物として認められたのである(EL 3-3)。近代の商業社会では、「古代的共和政」のように土地所有に基づく政治参加と軍事的奉仕を条件とする「公民資格」の発想が前提とされることはない。この意味においてモンテスキューは、マキアヴェッリやハリントンに見出された古代ギリシャ、ローマを模範とする共和主義の伝統からは明確に異質な議論を展開する。モンテスキューは、第11編第6章「イングランドの国制について」の末尾で、ハリントンを、「資産が平等でない共和国において、それを平等にする仕方を考案」していたカルケドンの立法者、パレアス(EL 5-5)と重ね合わせるかのように次のように書く。

「ハリントンもまた、彼の『オシアナ』において、ある国家の国制が到達する最高度の自由がいかなるものであるかを検討した。しかし、彼はこの自由を見逃した後になって探し求め、ビザンティオンの岸を眼の前にしてカルケドンを建設したといえよう。」(EL 11-6, al. 71)

マキアヴェッリ、ハリントンが想定した古代ギリシャ、ローマ以来の共和主義の伝統において「徳」の問題は重要性をもち、その「腐敗」を回避するために民兵制や宗教に関する政策を通じて、その回復が追及された。そうであるがゆえに、彼らにおいて、人民に良き秩序を与え、その「徳」を鼓吹する役割は立法者に委ねられたのである。ハリントンは、ヴェネツィアを「完全に平等なコモンウェルス」に最も近い例として認めながらも、「それは自己保存のためのコモンウェルスであって、そのようなコモンウェルスでは統治に参与する市民の数が少なく、統治に参与しない人々の数が多いという点を考えてみれば、属州をも含めれば不平等である」として、いまだ「完全な平等」を達成するには至っていないと考えた(Harrington [1656] 1992, 34 / 訳 258)。これに対して、ハリントン

は同時代のイングランドにおいてこそ、土地財産の理想的な均衡が実現する時代が到来したことを認めたのである。こうした歴史的背景を前提に、「完全に平等な共和国」の最初の例として、理論的構築物たる「オシアナ共和国」は、実在のイングランドに適用されるべく構想されたのである。ハリントンに従えば「著書や建築物は、それが唯一人の著者や建築家を持つのでなければ、完成の域に達することができないように、コモンウェルスも、その構造に関しては同様な性質を持つ」(ibid., 67 / 訳 289)。そこで、ハリントンは「オシアナ」の立法者たるクロムエルを、「もっとも勝利に輝く軍隊の長であり、無比の愛国者」として理想化し、この立法者に自らの構想の実現を託したのである。この虚構上の人物に、約 800 年にわたり存続したスパルタの基礎を築いた立法者であるリュクルゴスに関してマキアヴェッリが書いた評価を参照させ、その偉大なる栄光に感嘆する場面を描き、この「オシアナ」の立法者が次のような決意に到達したとする。すなわち「その決意とは、まず第一に立法者は一人でなければならないということ、第二に統治制度は一気に、かつ即刻作られるべきであるということであった」(ibid., 66-67 / 訳 288)。なにより『オシアナ共和国』は、「立法者」に捧げられた、実際の適用のための理論的書物に他ならなかったのである。

モンテスキュー自身も、『法の精神』の第 2 編から第 8 編にかけて議論する三政体論において「共和政」、「君主政」、「専制」を分類し、その各々に「政体を動かす人間の情念」である「原理 principe」を「徳」、「名誉」、「恐怖」として対応させる際には同様の問題枠組を踏襲している(cf. EL 3-1)。そこでは、各々の政体の存立は、主に「立法者」の能力に依拠し、それに固有の「原理」を維持することで栄え、それを失うことで「腐敗 corruption」へ至るとする循環論が想定されている。しかし、そうであるが故に先の三政体の分類には収まらず、第 11 編の「国制」の議論における「統治者」の観点、そして第 19 編の「習俗 mœurs」、「生活様式 manières」、国民的「性格」の議論における「被治者」たる「公

民」の観点、これら両者の観点から描かれるイングランドの議論は、「立法者」の観点を中心に描かれた政体循環論には収まらない側面を含意する⁹⁾。モンテスキューは言う。「自由をそれが存在するところで見ることができるとすれば、そして、それをすでに見出したとすれば、なにゆえにそれを探し求める必要があろうか」(EL 11-5)。「イングランドの国制」は、モンテスキューが、その「原理」において「立法者」が追求するために提示した理論的構築物だったのではなく、むしろ、この国の諸社会勢力が経てきた抗争の歴史の具体的帰結として、彼が見出した対象だったのである(cf. Manent 1994, 20-25)。

モンテスキューは、『法の精神』の中で、イングランドにおける「共和政的統治」の担い手となったこの国の「公民」を「商業国民」として積極的に評価した。商業社会において、「公民」同士は、その経済的関係において相互依存的でありながらも、彼らは封建制の崩壊過程を通じた動産所有の拡大を通じて、「統治者」たる「君主」に対して社会的勢力としての「独立性」を漸次的に獲得し、「自由の精神」を共有する「中間層」を形成したのである(定森 2005)。この国では、その歴史的帰結として生まれた「国制」を媒介に、「王」、「貴族」、「人民」の「権力抑制」が実現されたのである。モンテスキューも言うように、「国民の精神が政体の諸原理に反していないとき、それに従うべきなのは立法者の方である。なぜならわれわれは、自由に、しかもわれわれの生来の天分に従って作り上げたもの以上によいものを作り出すことはできないからである」(EL 19-5)。彼は、この国の「国制」の議論を通じて、「統治者」の政策が「被治者」たる「公民」の「習俗」により制限を受ける時代が到来したことを肯定したのである(cf. EL 21-20)。モンテスキューは「イングランドの国制」それ自体を商業社会における「習俗」の歴史的産物として認め、ハリントンが内乱の原因として批判した対象である「ゴシック政体」(EL 11-8)を逆に評価した。こうして、第 11 編第 6 章の「イングランドの国制」に関する議論

の末尾近くで、階級的不平等の下に権力を各々の社会勢力に配分する「政治制度」の由来が、古代ローマの歴史家、タキトゥス（55 頃-120 頃）によって描き出された「ゲルマン人の習俗」に求められることになる（EL 11-6, al. 67）。さらに、モンテスキューによる政治制度に関する評価は、ハリントンが十分には議論を展開しなかった、イングランド、そしてフランス君主政における司法機関の問題にも繋がる。マキアヴェッリの眼にも、特にフランス君主政における法律の整備は、その共和主義思想の問題枠組では説明しきれない異質な要素に留まっていた。マキアヴェッリ自身も、その『ディスコルシ』において、彼自身の同時代である 16 世紀前半のフランス君主政を次のように評価していたのである。

「王国の場合も、同じように革新を断行し、その王国創設当時の法律に復帰するようにしなければならない。フランス王国では、これが好結果をおさめていることが認められる。この王国では他の王国にも増して厳格にその法律、および諸々の制度を遵守して生活している。その法律や諸制度の遵奉者をもって任ずるのは高等法院（parlamenti）で、特にパリ高等法院がそうである。フランスの法律、諸制度は、この機関によってたえず革新されており、王国内の領主に対しても拘束力を持ち、ときには王自身に対しても有罪の宣告をする。」（Machiavelli [1531]1954, 313 / 訳 289）

これまでの分析を踏まえることで、古典的共和主義の近代社会における復活という「マキアヴェリアン・モーメント」の問題枠組を越え、新たな観点から「アルプス以北の君主国政」、およびその法律と諸制度を評価することが可能になる。以降、モンテスキューが、イングランドとフランス君主政の共有する遺産として認める封建法の歴史的位置付けを明らかにすべく試みることになるだろう。

III 『法の精神』においてイングランドとフランス君主政が共有する封建法の遺産

1. イングランドにおける

「ゲルマン諸民族」の制度的遺産

モンテスキューは、『法の精神』の第 11 編第 8 章で、古代ギリシャ、ローマ等の「共和政」を取り上げ「古代人は貴族団体に基礎をおく政体を知らなかったし、国民の代表によって構成された立法府に基礎をおく政体はなおのこと知らなかった」（EL 11-8）ことを確認し、再びタキトゥスを参照することで「代表制」の由来をゲルマン社会に求めることになる。そこで、モンテスキューは「ローマ帝国を征服したゲルマン諸民族は、人の知るように極めて自由であった」として、イングランドとフランス君主政を含めた「われわれが知っている諸君主政の見取り図」を描き出す。「ゲルマン諸民族」は農村に定住し、占領地に分散する過程で、それまでに維持していた人民全体による集会が不可能になった。「しかし、征服前に行なっていたように事案を討議することが必要となり、この人民はそれを代表者によって行なった。これがわれわれの間のゴシック政体の起源である」（EL 11-8）。モンテスキューは、イングランドを「共和政が君主政の形式のもとに隠されている国」（EL 5-19）として認め、階級的不平等の存在するこの国で、「代表制」を媒介に「公民」の間接的な統治参加を可能にする「共和政的統治」の由来を「ゴシック政体」の歴史の中に見出したのである。

モンテスキューは、ハリントンと同様に、イングランドにおける「共和政的統治」の出現の背景に封建制の崩壊過程を認める。ハリントンは、この過程を土地財産の歴史的移転の観点を中心に分析した。これに対して、モンテスキューは動産の移転を重視し、商業社会の歴史的発展とそれに伴う「中間層」の形成の側面からこの過程を描いた。しかし、モンテスキューは、単に、諸々の社会勢力が有する財産の均衡が権力の均衡を規定するという側面だけではなく、それに対応する「裁判権」の歴史的移転と

いう側面からも、この同じ過程を描き出している。モンテスキューは『随想録』で次のように書く。

「議会の諸法令によって、イングランドの全ての土壤は、農業奉仕保有 (socage) であることが決定された。この決定は、封建法に対して非常に大きな打撃を与えたのである。あらゆる世襲的裁判所は取り除かれ、すべての土地貴族、土地に基づく依存の紐帯 (dépendance de fonds) もまた取り除かれた。今や、一方には国王裁判所が、他方では、平民保有地 (roture) が全てなのである。」(MP 1645)

ハリントンの議論に関しても見たように、イングランドにおいては、ヘンリー7世によるヨーク派貴族の所領没収とそれに伴う王領地の拡大、封建貴族に対する圧力、そしてヘンリー8世の教会改革に伴う修道院の解体等によって土地貴族は著しく弱体化した。そこで、モンテスキューが封建貴族の弱体化の帰結として主張するのが、その「世襲的裁判権」の剝奪と「国王裁判所」への「裁判権」の集中であった。モンテスキューに従えば、「イングランドの議会」は「領主のすべての裁判権」を廃止したが「ある君主国において、領主、聖職者、貴族および都市の特権を廃止してみるならば、ほどなく民衆国家か、さもなければ専制国家が出現することになる」(EL 2-4)。さらに、「イングランドで貴族に商業を許している慣行は、この国において君主政体を弱めるのに最も寄与したことの一つである」(EL 20-21)とも認められるように、血統や戦士の資質に基づく「貴族」の内実も次第に失われる。この「貴族」の衰退に代わって勃興したのが「ジェントリ」を含め、「商業国民」として認められる「中間層」であった。モンテスキューの思想においては、彼らこそが、「貴族」によって担われた法秩序の衰退にもかかわらず、「統治者」に対する「被治者」の領域、つまりは「君主」に対して「独立性」を維持し、「自由の精神」を共有する「シヴィル」の領域の担い手として、自らの社会的勢力を形成したの

である。

イングランドの「商業国民」は「君主」に対抗しうる「中間層」として自らの社会的勢力を形成しながらも、彼らはフランス君主政において「法服貴族」が担う特権に基づく「裁判権」をもたない。しかし、彼らは「貴族」の特権に支えられた、この法的秩序を放棄しながらも、その政治制度に関しては、先に見た「代表制」と同様に封建制の遺産の全てを失ったわけではない。ここに「イングランドの国制」の議論において、「国制」の領域に関わる「立法権」と「執行権」の二権力に対し、「公民」の領域に関わる「裁判権」の「権力の分離 *séparation des pouvoirs*」が提示されたことの意味がある。この国の「国制」に関して述べられるように、「裁判権が立法権や執行権と分離 (*séparée*) されていなければ、自由は存在しない」(EL 11-6, al. 5)。この国では、特定の個人や集団による「権力の濫用」を防ぐという意味での「国制との関係における政治的自由」は、「代表制」を媒介にして、「執行権力」としての「君主」、「立法権力」内部の「人民の立法院」と「貴族の立法院」、これら社会的諸勢力が「権力抑制」を実現することで保障される。これに対して、「裁判権力」は「公民法に属する事項の執行権力」として認められる (EL 11-6 al. 1)。そして「国制」に関わる「ポリティック」の領域が「公民」に関わる「シヴィル」の領域とは異質であることに対応するように、「立法権」と「執行権」からの、「裁判権」の「権力の分離」が認められたのであった (定森 2005)。法的秩序の担い手であった特権に基づく「貴族」の没落したイングランドにおいて、この「裁判権力」は、主に「宗教」、「習俗」、「平穩」、「公民の安全」を対象とする「刑事の法律」(EL 12-4)を媒介に、なおも「公民との関係における政治的自由」を保障する政治制度として認められたのである。この国に特有の「裁判権」の形態、特には「陪審員 *jurés*」(EL 6-3)の制度も、「代表制」と同様に「ゲルマンの森」から封建法を媒介にもたらされたものと考えられるのである¹⁰⁾。

2. フランス君主政の歴史における 「貴族」の誕生

モンテスキューも認めるように、フランス君主政は、イングランドのように「自由」を直接の目的とすることはない。この政体は「公民や国家や君公などの栄光 (gloire)」のみを目的とする。「この栄光の結果として自由の精神 (esprit de liberté) が生じ、この精神は、これらの国家において自由そのものと同じくらい偉大なことをなし、おそらく同じくらい幸福に貢献することができる」(EL 11-7)。モンテスキューは、同時代におけるフランス君主政の「貴族」を、「最も自然的な従属の中間権力」(EL 2-4) として認めた。この「貴族」こそが、18世紀に至って、なおも「統治者」たる「君主」との関係において規定される「シヴィル」の領域の担い手として認められたのであった。つまり、彼ら「貴族」は「君主」の対抗的社会勢力として相対的な「独立性」を維持し、また、「高等法院 parlement」を中心とする「裁判権力」の担い手だったのである。モンテスキューが「立法権」、「執行権」、「裁判権」の三権力に関して言うように、「ヨーロッパの大部分の王国において、政体は制限的 (modéré) である。なぜなら、君主は最初の二つの権力〔立法権と執行権〕をもつが、第三の権力〔裁判権〕の行使はその臣民に委ねるからである」(EL 11-6, al. 7)。この「裁判権力」の担い手である「貴族」の起源が封建法の歴史の中に求められることになる。モンテスキューは、イングランドとフランス君主政を含む「全ヨーロッパ」の共有する遺産として封建法を位置づけ、第30編と第31編で扱われる、この封建法とフランス君主政の確立過程の関係について議論を開始するに当たり次のように書く。

「もし私が世界に一度は発生し、おそらく今後は発生しないであろう一つの事件を黙過したならば、また、それまでに知られていた法律に由来したのではなく、全ヨーロッパ (toute l'Europe) に一瞬のうちに出現したこれらの法律〔封建法〕について語らないとし

たならば、私の著作には不完全さが残るであろうと思う」(EL 30-1)。

モンテスキューは、ローマ帝国を征服した「ゲルマニア」出自の諸民族の「習俗」に関して書き残した著述家として、『ガリア戦記』の著者であるカエサル、およびタキトゥスの二人を挙げ、彼らの著作の至るところに「蛮民の法律」の細部が描かれていることを見出す (EL 30-2)。さらに、これら二人の著作の中に、後の封建法を特徴づける「従士制 vasselage」の原型が見出されることから、この「蛮民の法律」が、イングランドとフランス君主政を包含する枠組みとしての「全ヨーロッパ」の封建法の歴史の出発点に位置づけられたのであった (EL 30-3, 30-4)。「ゲルマン諸民族」は「ゲルマニアにおいては、ほとんど土地を耕作していなかった。タキトゥスおよびカエサルによれば、彼らは大いに牧畜生活に身を入れていたらしい。だから、蛮民の法典の諸規定のほとんどすべては、家畜を基礎としている」(EL 30-6)。この「遊牧民族」が定住し、「農耕」、そして「商業」へと生産活動を展開していく過程が、そのままフランス君主政の歴史として辿られるのである¹¹⁾。そこで、モンテスキューが「ゲルマン人の習俗」に由来するものとして認めた政治制度の遺産としては、「ポリティック」の領域で諸身分間の「権力抑制」を可能にする「代表制」と同様に、諸々の判決の蓄積を通じて「シヴィル」の領域の秩序を生み出し、それを維持する「裁判権」の形態が重要な意味をもつ。

「裁判権 (juridiction) をもつものが誰であっても、国王、伯、グラヴィオン、百人官、領主、聖職者は、決して一人では裁判しなかった。この慣行 (usage) は、ゲルマンの森に起源をもつが、封地が新しい形態をとったときにもなお維持された」(EL 30-18)。

モンテスキューに従えば、封建法が効力を有したフランス君主政の成立の歴史を通じて「すべての従士 (vassal) の領主に対する義務は、

武器を持ち、その同輩を領主の法廷で裁判することであったのをわれわれは知っている」(EL 30-18)。そこでは「誰かの軍事的権力 (puissance militaire) の下にある者は、またその民事裁判権 (jurisdiction civile) の下にもあるということは君主政の基本原則なのであった」(EL 30-18)。また「裁判権は、古い封地においても新しい封地においても、封地そのものに内在する権利であり、その一部をなす利得的権利 (droit lucratif) であった」(EL 30-20)。こうして「ゲルマン諸民族、およびそれから出た諸民族」は「家産的裁判権を確立した唯一の民族」として認められることになる。つまり「その〔領主裁判権の〕起源を探究すべきであったのは、ゲルマン人の慣行と慣習法 (coutumes) の奥底においてなのであった」(EL 30-20)。この「ゲルマンの森」に由来する「慣行」や「慣習法」が、封建制確立の歴史を通じて「君主」が「貴族」に対して封地と「領主裁判権」とを委託することを可能にし、彼ら「貴族」は「君主」に全面的に依存することのない独自の法的秩序を形成するに至ったものと考えられるのである。モンテスキューは「この大きな特典〔封地への託身〕を享受し、貴族の階層に入ることを許された自由人」の歴史的出現に関する議論を第31編で展開することを予告し (EL 30-25)、さらに、この編の結論部であり、『法の精神』全体を通じての結末にも当たる第31編第34章では、「国制の法律 lois politiques」と「公民の法律 lois civiles」の関係性という観点を明示するように次のように書く。

「封地が取り上げ可能か一代限りかであったときは、封地はほとんど国制の法律のみに属していた。[...] しかし、封地は世襲的になり、贈与されることも売却されることも遺贈されることもできるようになったとき、国制の法律にも公民の法律にも属した。封地は、軍事的奉仕の義務と見られることによって国制の法律に属し、取引される財産の一種と見られることによって公民の法律に属した。このことは封地に関する公民の法律を生み出し

たのである」(EL 31-34)。

このように封建制の確立の歴史を通じて「貴族」は土地の世襲化を認められ、「領主裁判権」を獲得することで自らの社会的勢力を確立する。彼ら、中世のフランス君主政における「貴族」は、一方の「統治者の被治者に対する関係」として規定される「ポリティック」の領域では、「君主」に対する軍事的奉仕という形で庇護従属の関係にありながら、同時に、その武器所有を基に対抗権力を形成し「権力の濫用」を回避することで「法律」に基づく統治としての「政治的自由」の条件を形成する。他方の「被治者間相互の関係」として規定される「シヴィル」の領域において、この「貴族」は「領主裁判権」の担い手として、未だ共同体内の全人民を保護するには不十分で、極めて原初的な形態ではありながらも「所有権 propriété」を保護する「公民の法律」の枠組を形作ったものと考えられるのである。「国制の法律は彼らに自由を得させ、公民の法律は所有権を得させたのである」(EL 26-15)。こうして「裁判権力」の担い手である「貴族」は、その「慣行」の歴史的帰結として、「君主」の権力に対して一定の独立性を獲得し、フランス君主政に固有の法的秩序を形成するに至ったのである。モンテスキューは、この「シヴィル」の領域の担い手である「貴族」の誕生の過程を、ローマ帝国を征服して以降の「ゲルマン諸民族」に由来する「ゴシック政体」の歴史に見出したのであった (cf. EL 11-8)。

これまで見てきた封建制の確立過程とは対照的に、13世紀以降、18世紀前半に至る歴史は、この封建制が崩壊し、フランス君主政が次第に絶対王政へと転化していく過程になる。この過程で、まず、貧困化した「貴族」の「領主裁判権」は直属上級領主に移転し、かつて結合していた封地と「裁判権」とは分離する (EL 28-27)。ルイ9世 (在位 1226-70) は、旧来の封建貴族の慣習であった「決闘裁判」をその所領内部で廃止した (EL 28-29)。「裁判上の決闘の慣行が廃止され始め、新しい控訴の慣行が導入され始めると、自由な人々 (personnes franches)

がその領主の法廷の不正に対する救済手段をもち、平民 (vilains) がそれをもたないのは不合理であると考えられた。そして高等法院は平民の控訴を自由な人々の控訴と同様に受理した」(EL 28-31)。以降、王権の中央集権化が進展し、「高等法院」は常設の裁判所となることで、その統治機構に統合され「遂には、あらゆる事件に対応できるように多くの高等法院が創設された」(EL 28-39)。この「決闘の慣行」の廃止に伴う「新たな控訴の慣行」の導入に対応するように、12世紀にヨーロッパに再生した「ローマ法」は、その後に「文官職 (emplois civils) を志すすべての人々の知識の対象」(EL 28-45)として学習されることになる。「領主たちに自分自身で法廷を開くのを禁じたのは法律ではなかった。[...] ローマ法、諸法廷の判決、新たに成文化された慣習法の集成の認識には、無教養な貴族や人民には全くできない研究が必要だったのである」(EL 28-43)。そこで、フィリップ4世(在位1285-1314)の治世における1287年の王令は、この国家機構の官僚的役割の担い手を、聖職者を除き、「貴族」に限定されない「世俗人の階層 ordre des laics」の中から選ぶことを義務づける(EL 28-43)。彼らが、「法律の保管所」(EL 2-4)としての「高等法院」の担い手となる「法服貴族」に昇進していったものと考えられるのである。そもそも、この「法律の保管所」は「貴族身分に生来のものである無知やその不注意、国家的統治に対するその軽蔑のために、ある団体、すなわち法律をその埋められている埃の中からたえず引き出してくる団体」(EL 2-4)として必要とされていたのであった。

この「法服貴族」の国家機構への統合の過程は、商業社会の勃興、そして「売官制」の拡充に伴い階級間の流動性が高まる過程にも重なる。モンテスキューは、商業社会の発展を時代の不可逆な流れとして認め、この「売官制」に関しては「金銭を対価として貴族身分を獲得しうようになっていると、大商人は、これに達しうる地位に自分をおくために大いに努力する」(EL 20-22)として、その社会的有用性を認める。しかし他方で、授爵されて以降の「貴族」

の商業従事に関しては、「それは商業にはなんの利益にもならず、貴族階層を破壊する手段となる」(EL 20-22)として厳しく批判する。つまり「売官制」は「徳のためには行なおうとしない事を家業としてなさしめ、各人をその義務に向かわせしめ、国家の諸身分をより永続的にする」(EL 5-19)という側面で肯定されたのであり、そこではなおも階級としての「貴族」の維持が重視されていたのである。だからこそ「君主政」の存続を維持するためにも「法律は貴族身分を世襲にしなければならない。それを君公の権力と人民の無力との間の境界とするためではなく、両者の紐帯とするために」(EL 5-9)。

モンテスキューは、宮廷社会の例に見られるように、近代の「君主政」における「名誉」が、実際には私的利益の追求に他ならない「偽りの名誉」として機能し、この「名誉」が逆説的にも「君主政」の維持にとって有益になったことを認めた¹²⁾(EL 3-7)。しかし、たとえ「貴族身分」が再編成され、その内実が変質したとしても、イングランドとは異なり、フランス君主政では「法服貴族」を含め、彼らは、なおも世襲の特権をもつ(EL 20-22)。この政体で「自由の精神」(EL 11-7)の担い手と成り得る「貴族」の没落、および、ルイ14世(在位1638-1715)に典型的に見られた、王権の絶対化から生じる「専制」の脅威という問題に向き合うなかで、モンテスキューは、フランス君主政における軍事的・司法的役割の担い手の原型として、中世封建社会の「貴族」を再評価したものと考えられるのである。旧来の「戦士貴族」(EL 20-22)の残存は、近代において「名誉」の内実が失われるなかで、なおもその階級の本質を担保する最後の砦となった。彼らは、「君主」に対抗してでも自らの命を賭して「名誉」を守り、「貴族身分」としての最終的な存在理由を固守する点で重視されたのである(EL 4-2)。「君主なくして貴族なし、貴族なくして君主なし。貴族がいなければ、君主は専制者でしかない」(EL 2-4)。「貴族」は「君主政の本質」に含まれていたのである¹³⁾。モンテスキューは『法の本質』を締め括るに当たり、ローマ建国の神話を扱った叙事

詩、ヴェルギリウスの『アエネーイス』第3巻第523行、破壊されたトロイアの地を逃れ、アエネーイスの一行が新たな建国の地イタリアを発見した際の一同の歓喜の声を引用する。『『イタリア、イタリア…。』私〔モンテスキュー〕は、大部分の著者が封地の研究を始めたところで終わることにする』(EL 31-34)。ハリントンを含め、多くの著者たちは、封建制の崩壊過程とそれに伴う新たな社会の勃興を重視した。これに対して、モンテスキューは、フランス君主政の歴史的文脈の中で、その「専制」への転化に抗いうる「中間権力」、そして「シヴィル」の領域における「所有権」の法的担い手として中世の「貴族」を評価する。彼は封地と世襲の特権に基礎づけられた、この「貴族」の誕生の歴史という観点から封建制の確立過程を評価したものと考えられるのである¹⁴⁾。

IV 結 び に

これまでの分析を経ることで、初めて、ポーコックが提示した「マキアヴェリアン・モーメント」の問題設定を越え、『法の精神』における「シヴィル」の領域の歴史的形成という観点から、イングランドとフランス君主政とを同時に評価することが可能になる。まず、ハリントンは、古代ギリシャ、ローマの共和主義を模範とし、さらにはヴェネツィア政治制度から発想を得ることで、土地所有と武器携行に基礎づけられ、「公民」が平等に「統治者」の役割を担う「共和政」を探求した。彼は『オシアナ共和国』を、現実に適用できる理論的構築物として「立法者」の観点から提示したのである。そうであるが故に、ハリントンの考える「シヴィル・ソサエティ」に「統治者」と「被治者」の区別はなく、それは古典古代の「共和国」、すなわち国家と同一視されたのであった。これに対して、モンテスキューは『法の精神』において「統治者」と「被治者」の対比に基づいて「ポリティック」の領域と「シヴィル」の領域を区別する。この尺度に照らしたとき、一方のイングランドの歴史的な文脈で「シヴィル」の領域の担い手となったのは、主に15世紀後半から17世紀後半

にかけて、封建制の崩壊過程で没落しゆく「貴族」に代わり、その商業活動を通じて勃興した「中間層」であった。他方のフランス君主政に関しては、18世紀に至って、なおも「貴族」が、その内実の変質を伴いながらも「シヴィル」の領域の担い手として認められた。彼ら「貴族」は「君主政」の「専制」への転化に対抗しうる「中間権力」の基盤であり、同時に法的秩序の担い手でもあったのである。だからこそ、この国に関しては、「土地を耕作しない遊牧民」である「ゲルマン諸民族」が定住した後、フランク王国の建国からカロリング朝を経て、10世紀末のカペー朝の設立に至る封建制の確立過程が、「貴族」の誕生の歴史として評価されたのである。こうして、『法の精神』における「シヴィル」の領域に関し、イングランドでは封建制の崩壊過程が、これに対してフランス君主政ではその確立過程が重視されたことが明らかになり、その歴史的形成過程の二重性が理解されることになる。モンテスキューは『法の精神』執筆後に書かれた『随想録』の断片に次のように書き残していたのであった。「私は国制の法律が、公民の法律ともつ関係を扱うが、私は、私以前に、この関係を扱った人間を誰も知らない」(MP 1770)。

モンテスキューは「命令法の言葉遣い」により特徴づけられ、理論の実践的な適用を旨とする「立法者 législateur」(EL 28-38, 29-19)の学問、つまりは古代ギリシャ、ローマ以来の哲学的書物の伝統を単純に放棄することはない¹⁵⁾。しかし、他方で「シヴィル」の領域の歴史的生成の問題に関しては「法学者 jurisconsulte」(EL 28-38)の学問として、封建法の研究を通じ、「ゲルマン諸民族」の「習俗」、「慣習」に由来し、「統治者」の権力に対して抑制機能を果たしうる政治的・法的諸制度の遺産の歴史的探求に向かったものと考えられるのである。そしてカペー朝以降の封建法の変遷は、この「蛮民」に由来する「古来のフランスの法慣例」、そして12世紀に再生し国家官僚制的役割を担う「文官職」の「知識の対象」として学習された「ローマ法」とが法典の編纂過程で混交し、フランス君主政の中央集権化が進展する過程となる

(EL 28-38). こうして『法の世界』の対象とする「ヨーロッパ」が、古代ローマ、あるいはゲルマン社会にその起源を求める思想的・法制度的遺産の複合性を具体的に分析する観点が与えられることになる¹⁶⁾.

モンテスキューの思想を受容したデヴィッド・ヒューム、アダム・ファークソン、アダム・スミス等、いわゆるスコットランド啓蒙の思想家たちは「シヴィル・ソサエティ」に関して、主に同時代のイングランドの商業社会を想定し、「野蛮」から「技芸」の発達や「生活様式」の洗練への移行によって特徴づけられる「物質的に開明化された社会 civilized society」の発展の側面を思想的に重視した。モンテスキュー自身も、確かに「商業は野蛮な習俗を磨き、これを緩和なものにする」(EL 20-1)ことを認めるが、彼は「商業」によって、生産活動の発展段階から見た際の歴史の一部をしか説明してはいない (cf. EL 21-5, 21-6, 21-20).むしろ、モンテスキューは「法律によって歴史を、そして歴史によって法律を明らかにすることが必要である」(EL 31-2)とも言うように、イングランド、およびフランス君主政の双方の歴史を、「野蛮な人民」から「法的に開明化された人民 peuples policés」(EL 22-3)へと至る「シヴィル」の領域の形成史の観点から描き出したのである¹⁷⁾.モンテスキューは、「シヴィル」の領域の歴史的形成的問題に関して、「物質的開明化」の観点から、近代における商業社会の勃興の過程を重視するスコットランド啓蒙の思想家たちとは対照的に、その歴史を「法的開明化」の観点から、封建制の確立過程に遡って描き出したものと考えられるのである。

定森 亮：慶應義塾大学大学院

注

- 1) 以下、『法の世界』(EL と略す)からの引用は、Montesquieu (1951)による。その際には慣例に従い編と章を記すが(例. EL 1-3『法の世界』第1編第3章)、必要に応じて段落番号を併記する(例. EL 11-6, al. 71『法の世界』第11編第6章71段落).『随想録 (Mes Pen-

sées』(MPと略す)は、Montesquieu (1991)から引用し、その断片番号を記す。その他の著作からの引用は、著者名の後に出版年、ページ数を記すこととする。(例. Pocock 1975, 159)訳文に関しては翻訳がある場合にはそれを参照したが、必要に応じて筆者が訳し直している。なお、[]内の引用は原著者、〔 〕内の補足は全て筆者による。

- 2) フィリップ・ペティットの『共和主義—自由と統治の理論』に従えば、マキアヴェッリ、ハリントン、モンテスキュー、そして『カトールの手紙』や『フェデラリスト』の著者たちは、人民における「非支配としての自由 freedom as non-domination」を守るための最良の制度を模索した点に特徴があるが、現代に至る、これまでの政治理論、政治哲学の伝統は、制度の構想よりも、合意の意味や正義の本性、政治的義務の基礎等の形而上学的な問いに専心することで、長きに亘り制度に関する分析を看過してきた (Pettit 1997, 240). こうして、ペティットは、この著作の副題が含意するように、実際の適用の観点から立法、行政、司法の制度的在り方を問うことで「自由と統治の理論 A Theory of Freedom and Government」を探求する。これに対して本論文は、『法の世界』で扱われる代表制と司法機関の由来を歴史的観点から明らかにすることを通じ、ペティット自身も含めた政治哲学全般が前提する古代ギリシャ、ローマの伝統からは異質な「共和主義」の系譜を『法の世界』から汲み出すべく試みる。なお、ペティットの理論的観点から成される「非支配としての自由」の分析と異なり、『法の世界』における「統治者」からの「独立性 indépendance」の問題を、「習俗」の中に見出される「自由の精神」との関係で解釈し、この「習俗」が、「法律の許すすべてをなす権利」(EL 11-3)としての「政治的自由」の条件それ自体を生み出す過程を歴史的観点から評価したものとしては、定森 (2005)を参照。
- 3) マンフレート・リーデルは、「市民社会」の概念史を議論するなかで、ドイツの自然法学者、プーフENDORF (1632-94)を取り上げ、そのラテン語の「キウィタス civitas」、あるいは形容詞形の「キウィリス civilis」の概念使用において、政治的機構形式としての「国家」と臣民団体としての「社会」とが未分化であったことを確認する。さらにリーデルは、同じくドイツの思想家、ライブニッツ (1646-1716)における「ソキエタス・キウィリス societas civilis」の概念の理解に関して次のように書く。「19世紀の

法哲学や国家哲学が『封建社会』の典型的な現象形式として強調することになるもの——すなわち貴族によって統治されるラントの支配層とそれを支える人的な従属者の層——は、この『市民社会』概念の中に含まれている。こうしてソキエタス・キウィリスが、17世紀から18世紀にかけての政治理論において繰り返し好意的に受け入れられている封建的諸身分社会の本来的呼称であることが説明される」(Riedel 1975, 739-40 / 訳 40-41)。こうしてリーデルは、「キウィリス」と「ポリティクス」が概念として分離される歴史的契機にイタリアの思想家、グラヴィーナ (1664-1718) とモンテスキューを位置づける (cf. *ibid.*, 746 / 訳 48)。

- 4) リーデルに依拠しながら「市民社会」の概念史を描くファニア・オズ=ザルツバーガーは、本論文の主張とは反対に、ここで言われる「国制的状態」と「公民的状态」の区別が『法の精神』全体を通じて重要性をもつことはないとする。(Oz-Salzberger 2001)
- 5) なお、「シヴィル」の領域それ自体の歴史的生成の問題とは異なり、近代社会に限定した意味での「市民社会 *société civile*」の形成の観点からイングランドとフランス君主政を比較した研究としては Spector (2004) が挙げられる。スペクトールの観点と本論文で展開される「シヴィル」の観点との相違に関しては、定森 (2005) の註 21 を参照。
- 6) なお、サヴォナローラ、マキアヴェッリ、フォーテスキュー等において、ラテン語の「ポリティクス *politicus*」の概念がその歴史的文脈に応じて「共和政」と「君主政」の双方を意味したとする概念史研究に関しては、Rubinstein (1987) を参照。
- 7) エリック・ネルソンは共和主義に関して、農地法、あるいは相続法による財産制限の発想の源になった「ギリシャの伝統」と、これらの法律が所有権を侵害するものと見做した「ローマの伝統」を区別し、前者の「ギリシャの伝統」に、トマス・モア、マキアヴェッリ、ハリントン、モンテスキュー、アメリカ合衆国の創設者たちを位置づける (cf. Nelson 2004, esp. chap. 4)。しかし、ネルソンの解釈とは異なり、モンテスキューにおいて、その共和主義思想の由来は必ずしも古代ギリシャ、ローマの伝統に限定されず、特に、西ローマ帝国崩壊以降、封建法の導入を媒介する近代ヨーロッパの相続法の歴史に関しては、古代ローマと古代ゲルマン社会の双方に由来する諸々の法律の混交の過程が描かれている。
- 8) 福田有広に従えば、ホッブズにおいて臣民の服従は、絶対的権力による征服や命令によって実現すると考えられたが、ハリントンは、ホッブズを批判する過程で、この服従の内実を変容させた。つまり、ホッブズにおいては「万人の戦争状態」における恐怖や貧困が主権者に対する臣民の服従の源として考えられたが、ハリントンにおいては平等の実現それ自体が内乱や抵抗の必要性を無くし、臣民の利益の実現から得られる権威が服従の基礎になる。この平等という条件を前提に、初めて権力の問題は後景に退き、代わって利益の調整のための政治機構が構想されうるものになった、とされる (Fukuda 1997, 91-96)。
- 9) デヴィッド・W・カリザーズに従えば、モンテスキューは『法の精神』第8編第5章においてヴェネツィアの「貴族政」を、「貴族」が世襲となり、その権力が「節度 *modération*」を失うことから生じる「腐敗」を最もよく回避した政体として肯定した。しかし、第11編第6章でイングランドの政体と比較される段階になるとヴェネツィアでの「立法権」、「執行権」、「裁判権」の「貴族」への集中は「専制的」であるとして、その評価を一転させる。こうしてカリザーズは、ヴェネツィアの「貴族政」という同一の対象に関して互いに両立しない異なる評価が『法の精神』内部に並存することを確認する (Carrithers 1991)。しかし、カリザーズが説明しない、第8編と第11編のヴェネツィアに対する評価の相違の原因は、「ポリティック」と「シヴィル」の観点の相違、つまり「統治者」と「被治者」の観点の相違として理解できる。モンテスキューは、1733年には書かれていたとされる『随想録』で次のように書く。「ヴェネツィアにおいて元老院議員は、統治者としては (*politiquement*) 自由であるが、公民としては (*civilement*) 自由ではない」(MP 751)。
- 10) モンテスキューは「共和政体においては、裁判役が法律の文字に従うのがその国制の本性である」として、イングランドの陪審制度を評価し次のように書く。「イングランドでも陪審員は、彼らの前に示された事実について、被告人が有罪であるか無罪であるかを決定する。被告が有罪と宣言されると、その事実に対して法律の科する刑罰を裁判役 (*juge*) が言い渡す。そのために裁判役に必要なのは眼だけである」(EL 6-3)。
- 11) モンテスキューは「法律はさまざまな人民がその生活必需品を調達する仕方と非常に深い関

係をもっている」として、「狩猟」、「牧畜」、「農耕」、「商業」へと生産段階が発展するに応じ「より大規模な法典」が必要になるとする四段階論を提示する (EL 18-8)。しかし「野蛮 *barbarie*」としての牧畜段階により、その歴史が開始される「ヨーロッパ」の概念の具体的な内実に関しては、この概念の外部に放逐され、アメリカ大陸北部等に発見された「未開 *sauvage*」としての狩猟、採集段階の位置付けも含め改めて議論されなければならない。

- 12) ノルベルト・エリアスの『文明化の過程』に従えば、「礼儀 *civilité*」という概念は、16 世紀前半、特にフランスの宮廷社会の出現に対応して用いられ始め、後に、この言葉は「文明化 *civilisation*」の概念へ発展したとされる。エリアスは、この概念の個別的な起源をエラスムスの 1530 年刊行の著作『少年礼儀作法』に求めて次のように言う。「言葉の歴史によく見られることだが、後に再び『礼儀』という概念が『文明化』という概念に進んで行く際に見られるように、ただ一人の人物がその原動力を与えたのである。エラスムスは彼の著作を通じて、古くからよく知られよく用いられた『キウィリタス *civilitas*』という言葉の意味を新たに極端化し、新たな働きをこの言葉に与えた」(Elias 1969, vol.1. 67 / 訳 上巻 141)。エリアスが同著作の第 3 部で議論するように、この「文明化の過程」は、13 世紀初頭に始まる自然経済から貨幣経済への長期的な発展に伴い、フランス君主政が中央集権化し、市民階層の国家官僚化が漸進する過程に対応する。しかし、本論文の主題である『法の世界』における「シヴィル」の領域の形成過程は、エリアスの述べる「キウィリタス」の系譜によりも、むしろ「キウィタス」の系譜に属し、そこでは「習俗」や「生活様式」の洗練よりも、封建制を通じた法的秩序の形成の側面が重視されることになる。
- 13) 近代のフランス君主政における「貴族」の「名誉」と商業社会の関係を、その同時代の思想史的な文脈を踏まえて詳細に分析した代表的研究として川出 (1996) が挙げられる。なお、近代のフランス君主政に関して、「自由」の概念の内実を含めた多岐に亘る主題は「ポリティック」と「シヴィル」の関係性の観点から改めて議論されなければならないだろう。
- 14) マルク・ブロックは、その『封建社会』の序文で、「封建制 *féodalité*」、あるいは「封建的 *féodal*」という言葉は「ある文明の状態 *un état de civilisation*」を指し示すものとして用いた最も初期の人物としてアンリ・ド・ブーラ

ンヴィリエ (1658-1722)、そしてその読者であり批判者でもあったモンテスキューを挙げることで自らの問題を設定し、さらに、彼らを参照することで、その分析対象を、9 世紀半ばから 13 世紀初頭の西部および中部ヨーロッパに位置づけている (Bloch 1994, Introduction)。

- 15) モンテスキューは、第 29 編第 19 章「立法者について」で、その例としてプラトン、アリストテレス、マキアヴェッリ、トマス・モア、そしてハリントンといった、まさにポーコックが描き出す「マキアヴェリアン・モーメント」の系譜に重なる思想家たちを取り上げて次のように書く。「法律は、常に立法者の情念と先入観に出会っている。法律は、あるときにはそこを通り抜けながらもその色に染まり、あるときにはそこに留まってそれと一体化する」(EL 29-19)。
- 16) ドナルド・R・ケリーは、14 世紀以来の封建法の起源に関する法学者間の議論の延長上に位置づけられる論争、つまりは、宗教戦争に巻き込まれた 16 世紀のフランス君主政の文脈の中で、カトリシズムの側に立ち成文法を重視する「ローマ起源の命題」と、プロテスタンティズム、あるいはガリカニズムの側に立ち慣習法を重視する「ゲルマン起源の命題」とが対立し、両者が妥協し合うに至る論争を通じて「近代歴史学の基礎」が次第に形成されていった模様を描き出している (cf. Kelley 1970, esp. chap. 7)。
- 17) ファーガソンは、その『市民社会史』(1767)において「開明的 *polished*」という概念の二重性を意識して次のように書く。「開明的 (*polished*)」という言葉は、その語源より判断すれば、元来は法律や統治 (*government*) に関する民族の状態に関連して言われたもので、[開明化された人々 (*men civilized*) とは、市民の義務を實踐する人々のことだったのである。] 後に至って、この言葉は単に民族の状態だけではなく、文芸、機械的技術、文学、商業に関連して用いられるようになり、[開明化された人々 (*men civilized*) とは、学者、流行を追いかける人々、そして商人のことを指すようになった。] (Ferguson [1767]1995, 195 / 訳 38; [] 内は、1768 年の第 3 版でのファーガソンによる加筆)。ファーガソン自身は、この著作において、むしろ後者の「文芸、機械的技術、文学、商業」という「物質的開明化」の歴史を強調し、その発展がもたらす「腐敗」に対抗する意味で、「市民的徳」の復興を肯定したものと解釈できる。なお、アダム・スミスは 1756 年に『エディンバラ評論』に寄せた論稿の中で、その前

年に出版されたルソーの『人間不平等起源論』の一部を翻訳し紹介する際に、フランス語の「未開の人間 *homme sauvage*」の対概念である「開明化された人間 *homme policé*」を、英語の「文明化された状態にある人間 *man in his civilized state*」と翻訳した (Smith 1980, 251-56 / 訳 330-33)。スミスとモンテスキューにおける「開明化」の概念の内実の相違を分析することは、法学から分離する経済学の対象の固有性を明らかにすることに繋がる。この問題は、イングランドの封建制崩壊の過程に関して、特にはスミスの『法学講義』とモンテスキューの『法の精神』の各々が与える説明の比較を通じて明らかにする必要があるだろう。

参考文献

- Bloch, Marc [1939 et 1940] 1994. *La société féodale*. Paris: Albin Michel. 堀米庸三監訳『封建社会』岩波書店, 1995.
- Carrithers, David W. 1991. Not so Virtuous Republics, Venice, and the Theory of Aristocratic Republicanism. *Journal of History of Ideas* 52.
- Elias, Norbert [1939]1969. *Über den Prozess der Zivilisation*. Bern: Francke Verlag. 波田節夫ほか訳『文明化の過程』法政大学出版局, 1977.
- Ferguson, Adam [1767]1995. *An Essay on the History of Civil Society*, edited by Fania Oz-Salzberger. Cambridge: Cambridge University Press. 大道安次郎訳『市民社会史』(上・下) 河出書房, 1954.
- Fukuda, Arihiro 1997. *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars*. Oxford: Oxford University Press.
- Harrington, James [1656]1992. *The Commonwealth of Oceana*. In *The Commonwealth of Oceana and a System of Politics*, edited by J. G.A. Pocock. Cambridge: Cambridge University Press. 田中浩部分訳『オシアナ』『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想編 2』所収, 1962.
- Kelley, Donald R. 1970. *Foundations of Modern Historical Scholarship*. New York: Columbia University Press.
- Machiavelli, Niccolò [1531]1954. *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*. In *Opere*, edited by Mario Bonfatini. Milano: Riccardo Ricciardi. 永井光明訳『マキアヴェッリ全集 2 ディスコルシ』筑摩書房, 1999.
- Manent, Pierre 1994. *La Cité de l'Homme*. Paris: Librairie Arthème Fayard.
- Montesquieu, Charles de Seconda, baron de. [1748]1951. *De l'esprit des lois. Œuvres complètes*, Tome 2, edited by Roger Caillois. Paris: Gallimard. 野田良之他訳『法の精神』(上・中・下) 岩波文庫, 1989.
- 1991. *Pensées. Le Spicilège*. Edited by Louis Desgraves. Paris: Robert Laffont.
- Nelson, Eric 2004. *The Greek Tradition in Republican Thought*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Oz-Salzberger, Fania 2001. Civil Society in the Scottish Enlightenment. In *Civil Society: History and Possibilities*, edited by Sudipta Kaviraj and Sunil Khilnaji. Cambridge: Cambridge University Press.
- Pettit, Philip 1997. *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*. Oxford: Oxford University Press.
- Pocock, J.G.A. 1975. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*. Princeton: Princeton University Press.
- Riedel, Manfred 1975. Gesellschaft, bürgerlich. In *Geschichtliche Grundbegriffe*, edited by Otto Brunner, Werner Conze and Reinhart Kosellek. Stuttgart: Ernst Klett. 吉原達也・山根共行訳『市民社会』河上倫逸・常俊宗三郎編『市民社会の概念史』所収, 以文社, 1990.
- Rubinstein, Nicolai 1987. The History of the Word Politicus in Early Modern Europe. In *The Languages of Political Theory in Early Modern Europe*, edited by Anthony Pagden. Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, Adam 1980. *Essays on Philosophical Subjects*, edited by W.P.D. Wightman and J.C. Bryce. Oxford: Oxford University Press. 水田洋ほか訳『アダム・スミス哲学論文集』名古屋大学出版会, 1993.
- Spector, Céline. 2004. *Montesquieu. Pouvoirs, richesses et sociétés*. Paris: PUF.
- 川出良枝, 1996. 『貴族の徳, 商業の精神 — モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会.
- 定森 亮. 2005. 『法の精神』における商業社会と自由 — 独立性の概念を中心に』『経済学史研究』47(1).

Duplicity of Meaning : The “Civil” Concept in Montesquieu’s *The Spirit of the Laws* Compared with Harrington’s *The Commonwealth of Oceana*

Ryo Sadamori

In *The Spirit of the Laws* Montesquieu discusses two important regimes from the perspective of the historical formation of the realm of the “civil”: on the one hand England, and on the other, the French monarchy. In the case of the former, with regard to the formation of the “civil,” he recognizes the emergence of republican government through the development of commercial society from the end of the 15th to the latter half of the 17th century. In the case of the French monarchy, the “civil” developed in context of the formation of feudal society itself, principally from the decline of the Roman Empire to the end of the 10th century; it was this period that gave birth to the class of nobility that sustained the juridical system and constituted the intermediate power in this regime. Here, present a clear, explicit statement of the objectives and argument of the paper.

In this context, a comparison between Montesquieu and James Harrington appears to have crucial meaning for the reconsideration of republicanism, which is usually thought to be inherited from Greco-Roman tradition. Harrington, in *The Commonwealth*

of Oceana, wants to revive ancient republics in the modern world and presents a theoretical model for contemporary 17th-century England. In contrast to Harrington, Montesquieu, in a more strictly historical approach, traces the foundations of both the contemporary English and French regimes back to feudal society and there finds the origin of institutions such as the representation system and independent judicial power, which form the basis of moderate government in both countries. In this context, Montesquieu situates the German tribes especially as described by Caesar and Tacitus at the starting point of feudalism.

Montesquieu attempts to demonstrate that modern Europe was formed after the decline of Roman Empire through a process of historical contamination from both Roman and German inheritances, and it is through this perspective that we can reconsider the above-mentioned republicanism, whose genealogy until now has been limited to the Greco-Roman tradition.

JEL classification numbers: B 31, N 01.